

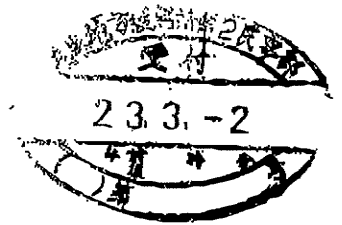


閣 総 企 第 1 4 号

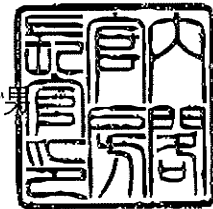
平成23年2月28日

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 明 殿



内閣官房長官 枝野 幸男



証人尋問の承認について（回答）

下記の事件に関し、民事訴訟法第191条第1項の規定に基づき、平成23年2月3日付け「証人尋問の承認について」（以下「承認請求書」という。）により求めのあった件については、承認請求書別紙尋問事項6に限り承認します。

なお、その他の尋問事項（承認請求書別紙尋問事項1から5まで）については、内閣官房報償費の具体的使途に関する事項であり、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあることから、民事訴訟法第191条第2項の規定に基づき、承認しません。

記

平成19年（行ウ）第92号 不開示決定処分取消請求事件

原告 上脇 博之

被告 国（処分行政庁 内閣官房内閣総務官）